

議第1号 平成25年度一般会計補正予算(第9号)  
説明資料

平成26年1月 14日

市議会議員各位

柏崎市長 会田 洋

離婚に係る損害賠償請求事件の訴訟への対応について

このことについて、下記のとおり、本市を被告とした提訴がありました。

本損害賠償請求事件は、原告の独自の見解に基づいて行われた本人訴訟であり、本市に瑕疵はなく、これに応訴し、対応してまいります。

記

1 損害賠償請求の概要等

原告は、妻との離婚の過程において、市に離婚届不受理申出書を提出していたが、その後妻から離婚の裁判申立てがあり、控訴審の結果、原告の意に反して裁判離婚が成立したことに関して、離婚を認めないと主張している。

また、離婚は妻の再婚又は重婚が原因であり、戸籍にその旨が記載されているなどと主張し、市に対して精神的慰謝料として800万円などを請求している。

上記の旨を記載した訴状が平成25年12月10日付けで新潟地方裁判所長岡支部に提出され、12月13日付けで本市に特別送達され、12月16日に本市に到達した。

2 本市の訴訟代理人

長岡市幸町一丁目3番10号 高野・星野法律事務所 弁護士 高野 育

3 弁護業務委託料

着手金 34万3千円

成功報酬 終了時に協議の上、決定する。

4 本市の主張

市は、原告の離婚届不受理申出書を受理しているが、裁判離婚の判決言渡後に原告は離婚届不受理申出を取り下げており、何より原告の離婚は裁判において結審している。

また、原告は、妻の再婚、重婚を疑っているが、戸籍上、原告の主張する事実はない。

このことは、これまで戸籍相談において、原告に説明してきた。

担当 柏崎市 市民生活部市民課  
飯塚課長 電話 0257-21-2200